

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則

昭和60年1月29日

公安委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和59年山口県条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第9条第3号の公安委員会規則で定める施設)

第2条 条例第9条第3号の公安委員会規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(条例第9条第4号の公安委員会規則で定める各種学校)

第2条の2 条例第9条第4号の公安委員会規則で定める各種学校は、別表第1の2に掲げる各種学校とする。

(条例別表第1の2の公安委員会規則で定める区域)

第3条 条例別表第1の2第1号の公安委員会規則で定める区域は、別表第2に掲げる区域とする。

2 条例別表第1の2第2号の公安委員会規則で定める区域は、別表第3（第4号を除く。）に掲げる区域とする。

3 条例別表第1の2第3号の公安委員会規則で定める区域は、別表第4に掲げる区域とする。

4 条例別表第1の2第4号の公安委員会規則で定める区域は、別表第5に掲げる区域とする。

5 条例別表第1の2第5号の公安委員会規則で定める区域は、別表第6に掲げる区域とする。

(条例別表第3の公安委員会規則で定める区域)

第4条 条例別表第3の1号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第7に掲げる区域とする。

2 条例別表第3の3号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第8に掲げる区域とする。

(条例別表第4の公安委員会規則で定める区域)

第5条 条例別表第4の1号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第7に掲げる区域とする。

2 条例別表第4の3号営業の項の公安委員会規則で定める区域は、別表第8に掲げる区域とする。

(条例別表第5の公安委員会規則で定める区域)

第6条 条例別表第5第1号の公安委員会規則で定める区域は、別表第2に掲げる区域とする。

2 条例別表第5第2号の公安委員会規則で定める区域は、別表第3に掲げる区域とする。

3 条例別表第5第3号の公安委員会規則で定める区域は、別表第4に掲げる区域とする。

4 条例別表第5第4号の公安委員会規則で定める区域は、別表第5に掲げる区域とする。

5 条例別表第5第5号の公安委員会規則で定める区域は、別表第6に掲げる区域とする。

附 則

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成11年1月8日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月15日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年8月17日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月28日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成16年10月4日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1山口県秋吉台青少年宿泊訓練所の項及び山口県石城山青少年宿泊訓練所の項を削る改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月21日公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年4月20日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月4日公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年5月9日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年5月1日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年1月29日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表1山口県大島青年の家の

項、山口県萩青年の家の項及び山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場の項を削る改正規定は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則 （平成２４年３月３０日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、別表第１周東野外活動センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成２４年６月２９日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則 （平成２７年１２月２２日公安委員会規則第８号）

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。ただし、別表第２の改正規定（「市道竹崎・宮田線」を「市道竹崎・園田線」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則 （令和８年３月２４日公安委員会規則第３号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、別表第１山口市児童文化センターの項及び周東野外センターの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （令和８年７月３１日公安委員会規則第１０号）

この規則は、令和８年８月１日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	所 在 地
国 立 山 口 徳 地 青 少 年 自 然 の 家	山 口 市 徳 地 船 路 6 6 8 番 地
山 口 県 油 谷 青 少 年 自 然 の 家	長 門 市 油 谷 伊 上 1068 番 地
山 口 県 十 種 ヶ 峰 青 少 年 自 然 の 家	山 口 市 阿 東 嘉 年 下 1883 番 地 の 2
山 口 県 由 宇 青 少 年 自 然 の 家	岩 国 市 由 宇 町 2273 番 地 の 2
下 関 市 立 青 年 の 家	下 関 市 棕 野 町 1 丁 目 17 番 1 号
二 鹿 野 外 活 動 セ ン タ ー	岩 国 市 二 鹿 742 番 地
周 南 市 中 須 自 然 の 家	周 南 市 大 字 中 須 南 2281 番 地
山 陽 小 野 田 市 青 年 の 家	山 陽 小 野 田 市 大 字 埴 生 3230 番 地 の 1

別表第 1 の 2 （第 2 条の 2 関係）

名 称	所 在 地
山 口 朝 鮮 初 中 級 学 校	下関市神田町 2 丁目 8 番 1 号

別表第 2（第 3 条、第 6 条関係）

- 1 下関市細江町 1 丁目の区域のうち街区符号 3 番及び 4 番の区域
- 2 下関市豊前田町 1 丁目の区域のうち街区符号 1 番及び 2 番の区域（市道竹崎・園田線の北側端から幅 30 メートル以内の区域に限る。）
- 3 下関市豊前田町 2 丁目の区域のうち、街区符号 1 番及び 2 番の区域（市道竹崎・園田線の北側端から幅 30 メートル以内の区域に限る。）並びに街区符号 4 番から 8 番までの区域
- 4 下関市竹崎町 1 丁目の区域のうち街区符号 15 番から 17 番までの区域
- 5 下関市竹崎町 2 丁目の区域の全域
- 6 下関市竹崎町 3 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 14 番までの区域

備考

- 1 街区符号とは、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号。以下「住居表示法」という。）第 2 条第 1 号の街区符号をいう。
- 2 この表に掲げる区域は、平成 15 年 6 月 1 日における区域によつて表示されたものとする。

別表第 3（第 3 条、第 6 条関係）

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 宇部市新天町 1 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 7 番までの区域 |
| 2 | 宇部市新天町 2 丁目の区域の全域 |
| 3 | 宇部市松島町の区域のうち街区符号 10 番から 19 番までの区域 |
| 4 | 宇部市相生町の区域のうち街区符号 9 番の区域 |
| 5 | 宇部市中央町 1 丁目の区域の全域 |
| 6 | 宇部市中央町 2 丁目の区域の全域 |
| 7 | 宇部市中央町 3 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 15 番までの区域 |
| 8 | 宇部市新町の区域のうち街区符号 3 番から 8 番までの区域 |
| 9 | 宇部市上町 1 丁目の区域の全域 |
| 10 | 宇部市上町 2 丁目の区域の全域 |
| 11 | 宇部市西本町 1 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 11 番までの区域 |

備考

- | | |
|---|---|
| 1 | 街区符号とは、住居表示法第 2 条第 1 号の街区符号をいう。 |
| 2 | この表に掲げる区域は、平成 15 年 6 月 1 日における区域によつて表示されたものとする。 |

別表第 4（第 3 条、第 6 条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 山口市泉都町の区域のうち街区符号 9 番の区域（県道宮野大歳線の南側端から幅 30 メートル以内の区域に限る。）2 山口市熊野町の区域のうち街区符号 4 番の区域3 山口市湯田温泉 1 丁目の区域のうち街区符号 1 番、6 番、7 番及び 9 番から 11 番までの区域4 山口市湯田温泉 2 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 3 番まで、6 番及び 7 番の区域5 山口市湯田温泉 3 丁目の区域の全域6 山口市湯田温泉 4 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 6 番までの区域7 山口市葵 1 丁目の区域のうち街区符号 1 番の区域（県道宮野大歳線の南側端から幅 30 メートル以内の区域に限る。） |
|--|

備考

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 街区符号とは、住居表示法第 2 条第 1 号の街区符号をいう。2 この表に掲げる区域は、平成 15 年 6 月 1 日における区域によつて表示されたものとする。 |
|---|

別表第 5（第 3 条、第 6 条関係）

- | |
|-----------------------------------|
| 1 防府市緑町 1 丁目の区域のうち街区符号 1 番の区域 |
| 2 防府市天神 1 丁目の区域の全域 |
| 3 防府市栄町 1 丁目の区域の全域 |
| 4 防府市戎町 1 丁目の区域の全域 |
| 5 防府市八王子 1 丁目の区域の全域 |
| 6 防府市車塚町の区域のうち街区符号 1 番から 6 番までの区域 |

備考

- | |
|---|
| 1 街区符号とは、住居表示法第 2 条第 1 号の街区符号をいう。 |
| 2 この表に掲げる区域は、平成 15 年 6 月 1 日における区域によつて表示されたものとする。 |

別表第 6（第 3 条、第 6 条関係）

- | |
|--|
| 1 岩国市麻里布町 2 丁目の区域のうち街区符号 1 番から 9 番までの区域 |
| 2 岩国市麻里布町 3 丁目の区域の全域 |
| 3 岩国市麻里布町 6 丁目の区域の全域 |
| 4 岩国市麻里布町 7 丁目の区域のうち街区符号 1 番、2 番及び 9 番から 11 番までの区域 |

備考

- | |
|---|
| 1 街区符号とは、住居表示法第 2 条第 1 号の街区符号をいう。 |
| 2 この表に掲げる区域は、平成 15 年 6 月 1 日における区域によつて表示されたものとする。 |

別表第7(第4条、第5条関係)

- 1 下関市竹崎町2丁目の区域のうち、3番1、3番2、17番1から17番3まで、18番1から18番5まで、18番7から18番10まで、169番2、169番4、173番1、180番から184番まで、186番から189番まで、190番1から190番4まで、203番1、203番7、291番1から291番8まで、292番2、292番3、293番6から293番24まで、295番2、296番1、297番3、298番5、300番1、300番2、302番5から302番7まで、302番9、305番2、308番2、309番2、415番2及び415番9の区域
- 2 下関市竹崎町3丁目の区域のうち、2番1から2番5まで、3番3、14番2、61番、62番2から62番5まで、63番、64番1、64番2、65番、66番1から66番4まで、67番から70番まで、70番1、71番、71番1、72番から75番まで、76番1、76番2、77番、78番、78番2、79番、79番1、79番3、80番から84番まで、85番1、85番2、86番、87番、88番1、88番2、89番、89番1、90番1、90番2、91番1から91番3まで、92番1、92番2、94番1、94番2、95番3、95番4、96番1から96番3まで、97番、135番、150番1から150番7まで、151番2、152番から156番まで、156番1、156番2、157番1、157番2、158番から163番まで、163番1、164番、165番、166番1、166番2、167番1から167番4まで、168番1、168番2、169番1、169番3、169番5、170番1から170番3まで、171番、171番1から171番3まで、172番2、172番3、173番2、174番から179番まで、305番1、306番1、306番2、306番4、311番、311番1、312番、313番、422番、422番1から422番3まで、427番1、428番1から428番23まで、429番、429番1から429番21まで及び429番26から429番29までの区域
- 3 下関市竹崎町4丁目の区域のうち、50番から60番まで、426番及び426番1の区域

備 考

この表に掲げる区域は、昭和59年11月1日における地番の区域によつて表示されたものとする。